

第14回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成22年6月24日（木）午後1時30分から午後4時10分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室（3階）

3 出席者

（1）委員

内田和朗委員，大森慈子委員，金沢和憲委員，久津見律子委員，佐茂剛委員
三田恵美子委員，長門栄吉委員長，橋脇典子委員，前田宏美委員，山岸俊一
委員（五十音順，以上10人出席）

（2）事務担当者等

寺川事務局長，西首席家裁調査官，佐々木首席書記官，市村次席家裁調査官，
田中総務課長，長谷川総務課課長補佐

4 議事

（1）委員長あいさつ

（2）少年審判廷等の施設見学

（3）各委員自己紹介

（4）少年審判手続の説明

（5）意見交換

5 意見交換要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

（1）次回開催期日 未定

（2）意見交換のテーマ 少年の立ち直りのために

意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長，□：事務担当者)

1 社会一般の方々は，家庭裁判所が非行少年に対して何をしていると思っているか。

○： 意見交換に先立ち，少年審判手続の概略の説明を受けたので，私なりに理解できたが，少年審判事件は非公開であり，報道等で見聞することも少ないので，一般の方々は少年審判がどのように進められているのか，ほとんど知らないと思う。

○： 家庭裁判所調査官の役割はどのようなものか。

□： 家庭裁判所調査官は，裁判官の調査命令に基づいて，当該少年が非行に至った動機や背景事情，少年の家庭環境等を調査し，少年の生活状況を変えるためにどうするかを模索する。また，少年の更生のために家庭裁判所調査官の立場から説諭をしたり講習をしたりするなど教育的な働きかけとして保護的措置を執ることもある。家庭裁判所調査官は調査終了後，その結果を裁判官に報告している。

○： 非行少年の立場から見て，担当の家庭裁判所調査官は，いつまでも相談等に応じてもらえるのか。

□： 家庭裁判所調査官が担当の非行少年と関わるのは，事件が終局するまでである。

2 家庭裁判所が非行少年のために何をしているのか，一般の方々に知ってもらうためにどうしたらよいか。

○： マスコミは，凶悪犯罪が起こったときにはセンセーショナルに取り上げ報道するものの，どうしてこのような事件が起きたのか，その背景を取り上げて報道することはほとんどないように思う。家庭裁判所では，事件の背景事情を調査するなどして少年の人生に関わっている。家庭裁判所にはいろいろとしぼりがあると思うが，少年審判手続，家庭裁判所調査官の役割等について

て、もう少し積極的に広報活動をしてよいのではないか。

- ： 少年事件では、事件報道をされない方が少年の立ち直りに有益である。
- ： 最近の子供は怖いもの知らずなところがある。非行に走ったらいつ少年院に入るか分からないという危機意識を、非行少年に持たせる必要がある。そのためには、少年審判手続は余り知られない方がよいのではないか。
- ： 家庭裁判所が非行少年のために何をしているかを一般の方々に知ってもらわなければならないのはなぜか。
- ◎： 少年審判手続が適正に行われていることを知ってもらい、そのために家庭裁判所が様々な取り組みをしていることを知ってもらいたいと考えている。
- ： 補導委託の活用形態はどのようなものか。
- ： 補導委託には長期と短期があり、長期は、少年を3、4か月ほど民間のボランティアである補導委託先に預けるもので、補導委託先として、福井には「はぐるまの家」がある。また、短期は、少年を老人ホームなどで社会奉仕活動に従事させたり、民間で職業体験をさせたりするものである。

非行少年の立ち直りのためには、家庭裁判所だけでなく、補導委託等において社会の方々のご支援や手助けが必要である。

3 家庭裁判所の少年非行の被害者との関わりについて

- ： 少年事件に関しては、家庭裁判所の主眼が、非行少年の立ち直りに置かれており、その分、被害者のケアの面では物足りないように思う。
- ： 家庭裁判所には、被害を受けた方のための制度として、事前に送付させていただいたリーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」等に記載されているとおり、様々な手続がある。また、この制度とは別に、事案に応じて家庭裁判所調査官が被害者の方に直接会うなどして、話を聞くこともある。